4　法第二十八条第二項の届出（表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。）は、遅滞なく、別記様式第三十四の届書に廃止措置計画を添えて、しなければならない。

5　法第二十八条第三項の届出（表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。）は、別記様式第三十五の届書に変更後の廃止措置計画を添えて、しなければならない。

第二十六条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十八条第二項の規定による廃止措置計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法

二　放射性同位元素による汚染の除去の方法（廃棄物埋設の管理の終了に係る措置にあつては、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにするために講ずる措置）

三　放射性汚染物の譲渡し又は廃棄の方法

四　汚染の広がりの防止その他の放射線障害の防止に関し講ずる措置

五　計画期間

第二十六条の次に次の一条を加える。

（表示付認証機器に係る使用の廃止等の届出等）

第二十六条の二　法第二十七条第一項又は第三項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものに限る。）は、遅滞なく、それぞれ別記様式第三十七又は別記様式第三十八の届書により、しなければならない。

2　法第二十八条第二項の届出（表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。）は、遅滞なく、法第二十七条第一項の届出をしなければならない者にあつては、別記様式第三十七の届書により、同条第三項の届出をしなければならない者にあつては、別記様式第三十八の届書により、しなければならない。

3　法第二十八条第三項の届出（表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。）は、別記様式第三十五の届書に変更後の廃止措置計画を添えて、しなければならない。

4　法第二十八条第五項の報告（表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。）に係る書面は、前条第一項第一号及び第二号の措置を講じたことを証明する書面の写しを添えた別記様式第三十六によるものとする。

5　第一項から第三項までの届書及び第四項の報告に係る書面の提出部数は、それぞれ一通とする。

第二十七条中「廃止日等」を「許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡、解散若しくは分割の日」に改める。

第二十八条中「、第七号又は第八号」を「から第十号まで」に改め、「使用若しくは」の下に「販売、賃貸若しくは」を加え、「若しくは解散」を「、解散若しくは分割」に改める。

第二十九条第二項中「しやへい」を「遮蔽」に、「第十九条第一項」を「第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項」に改め、「第三項」の下に「、第四項」を加え、「、第十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条の次に次の六条を加える。

（放射能濃度の基準）

第二十九条の二　法第三十三条の二第一項の文部科学省令で定める基準は、各評価単位に含まれるすべての評価対象放射性同位元素のそれぞれについて、その平均放射能濃度の上限として文部科学大臣が定める放射能濃度とする。

（濃度確認の申請）

第二十九条の三　法第三十三条の二第一項の規定により濃度確認（登録濃度確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に、法第三十三条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い測定及び評価が行われたことを示した書類を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

3　第一項の申請書の提出は、当該申請に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の申請をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで申請するものとする。

4　登録濃度確認機関が行う法第三十三条の二第一項の濃度確認を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に第一項の書類を添えて、これを当該登録濃度確認機関に提出しなければならない。

5　前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（濃度確認）

第二十九条の四　文部科学大臣又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の二第一項の規定により、次に掲げる事項の確認を行うものとする。

一　濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が、法第三十三条の二第二項の認可を受けた方法に従い行われたこと。

二　濃度確認対象物に含まれる評価対象放射性同位元素の濃度が、第二十九条の二に規定する放射能濃度の基準を超えていないこと。

（濃度確認証の交付）

第二十九条の五　文部科学大臣又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の二第一項に規定する確認をしたときは、濃度確認証を交付する。

（測定及び評価の方法の認可の申請）

第二十九条の六　放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第三十三条の二第二項の規定により、別記様式第四十の申請書に次に掲げる事項について説明した書類を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

一　放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること。

二　濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。

三　評価単位に関すること。

四　評価対象放射性同位元素の選択に関すること。

五　放射能濃度を決定する方法に関すること。

六　放射線測定装置の選択及び測定条件等の設定に関すること。

七　放射能濃度の測定及び評価の信頼性を確保するための措置に関すること。

八　前各号に掲げる事項のほか、文部科学大臣が必要と認める事項

2　前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

3　第一項の申請書の提出は、当該申請に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の申請をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで申請するものとする。

（測定及び評価の方法の認可の基準）

第二十九条の七　文部科学大臣は、法第三十三条の二第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　評価単位は、その単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し適切な重量であること。

二　評価対象放射性同位元素は、評価単位に含まれる放射性同位元素のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。

三　放射能濃度の決定が、濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し、放射線測定その他の適切な方法によるものであること。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性同位元素の組成比を用いた計算その他の方法により放射能濃度が決定されているものであること。